

発委第 1 号

田畑豊利議員に対する問責決議について

このことについて、会議規則第14条第3項の規定により、裏面のとおり提出いたします。

令和5年12月13日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 室井 正 行

田畑豊利議員に対する問責決議

田畑豊利議員は、江差町議会が行政の監視機能を果たしていないとして、「江差町議会の解散請求」の手続きを令和5年11月22日に行ったものであるが、地方自治法には議会議員選挙から1年間は解散請求をすることができないとの規定があり、結果として不受理となったところである。

これらの行動は個人の自由ではあり、決して非難するものではないが、当事者たる議会並びに他の議員は、どのような理由によりこのような行動に至ったのかを知る必要があり、新聞報道だけでは真意が不明なため、議会運営委員会として議長に対し、議会解散請求に係る提出書類の写しの交付を要請したものである。

江差町選挙管理委員会から提供を受けた書類を見るに、その要旨において「江差町には議会がありません」などの虚偽の記述や、「町長の傀儡物」「イエスマン集団」「ものをいう議員はゼロ」など、議会並びに他の現職議員を侮辱するような文言が記述されていたものである。

また、令和5年12月5日開催の議会全員協議会において、議会解散請求の要旨における記述内容の真意を田畑議員に対し直接確認したところだが、その際、「コミュニティプラザの建築に皆さんで揃って反対して貰いたい。反対しないと言う事は、何回も言いますが、照井誉之介町長の傀儡そのものだと私は思っています。」という発言をし、その後においても4度の「傀儡」発言を行ったものである。

コミュニティプラザについては、この間、議会において様々な論議を経て決定されたところであり、議会制民主主義を守る観点からも、議会の決定は尊重されなければならないものであり、議員という立場にありながら、事実に基づかない虚偽の記述や議会並びに他の議員を侮辱する文言の記述、自分の意に沿わない者は排除するかの言動・行動は、議会の品位や名誉を傷つける行為であり、議員としての職責、責任の重さを認識しているとは思えないものである。

田畑議員には、今後、資質の向上に努めるとともに、根拠のない記述や発言は厳に慎むべきであると言わざるを得ない。

よって、江差町議会として、田畑豊利議員に対し、その責任を真摯に受け止め、自覚と責任ある行動をするよう猛省を強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月13日

江 差 町 議 会